

## 令和4年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和4年6月23日（木） 午後1時15分から午後3時55分まで

### 2 場 所

Web会議形式により開催

### 3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、  
井上委員、中井委員、齋藤委員、近藤委員、松田委員、八田委員、  
安立委員、永村委員、本間委員（11名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角環境対策監  
環境政策課 寺本課長、渡邊副課長、久保田班長、森副主幹、  
石橋主査、岩城副主査

傍聴人：3名

### 4 議 題

- (1) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (2) （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）  
事業者及び事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業 環境影響評価準備書 説明資料
- 資料 1 - 3 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2 - 1 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について (合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 資料 2 - 2 いすみ市沖における先行事例の配慮書との比較表
- 資料 2 - 3 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書 説明資料 (合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 資料 2 - 4 市町長意見の提出状況 (合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 資料 2 - 5 答申案審議に向けた論点整理 (たたき台) [(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書] (合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 参考 答申案審議に向けた論点整理 (たたき台) [(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書] (合同会社いすみ市沖洋上風力)【見え消し】

## 別紙 審議等の詳細

### 議題(1) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書について(審議)

○事務局より資料1-1について説明。

○事業者(株式会社上総安房クリーンシステム)より資料1-2、1-3について説明。

(委員)

準備書P.8-9で、月1回程度の水質分析を行い、管理基準値を超過した場合、速やかに水処理施設を設置するとあるが、施設はどこ設置されるか。

(事業者)

工事排水の処理について沈砂池及び濁水処理施設の設置を計画しているが、ふっ素と砒素の水処理施設は、濁水処理施設後段への設置を計画している。

(委員)

ふっ素と砒素の処理方法としてはどのような処理方法になるのか。

(事業者)

現時点では詳細は決まっていないが、凝集沈殿法を採用する計画である。

(委員)

ふっ素の土壌含有について、対象事業実施区域外への飛散等の対策はどうか。また、工事中に調査する予定はあるか。

(事業者)

発生土を仮置きする場合は、シート養生等の措置により外部への土壌の飛散・流出を防止する。

土壌の含有量についての追加調査の予定はない。

(委員)

廃棄物処理施設の稼働による大気質の短期高濃度予測について、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は接地逆転層崩壊時に最大濃度となるのに対し、塩化水素だけが内部境界層発達によるフュミゲーション発生時に最大濃度となる理由は何か。

(事業者)

使用するバックグラウンド濃度が異なるためである。

フュミゲーション発生時のバックグラウンド濃度は、最大寄与濃度の出現距離等を考慮し内部境界層出現時刻の対象事業実施区域での測定結果を使用しており、接地逆転層崩壊時は人見測定局の最大値を使用している。

最大寄与濃度は、フュミゲーション発生時の方が若干高い値を示しているが、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、接地逆転層崩壊時の方が寄与濃度の差分以上に高いため予測結果が最大となっている。一方、塩化水素は、バックグラウンド濃度が同値であるため、寄与濃度が高いフュミゲーション発生時の予測結果が最大となる。

(委員)

廃棄物処理施設の稼働による振動について、低振動型の設備機器の使用に努めるとあるが、導入する機器について具体的な予定はあるか。

(事業者)

現時点では、各設備機器のメーカー・型式等は決まっていないが、騒音・振動値、効率、能力などを比較し、最適なものを採用する計画である。

(委員)

廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動について、効率的な運搬方法を用いて、廃棄物運搬車両の低減に努めるとあるが、具体的にどのような方法をとるのか。

(事業者)

新たに加わる安房地域2市1町からの廃棄物の搬入について、中継施設を設置し、パッカー車から大型車に積み替えるなどして、新施設への搬入車両台数を低減することを検討している。

(委員)

土壌汚染は人為由来ではないとのことであるが、地歴調査はどのように行っているか。

(事業者)

準備書P.7-281に記載のとおり、対象事業実施区域における過去の土地利用、事業活動の状況について、関係者へのヒアリング、空中写真の資料等により調査している。

(委員)

神栖市のホームページにまだ載っていると思うが、1990年代に神栖市で発生した廃棄物の不法投棄で砒素が問題になった。コンクリートに砒素が埋め込まれていたのが原因だったが、今回の事例も何故出るのか気になっている。

(委員)

土壌のふっ素と砒素の超過は埋立由来という結論でよいか。

(事業者)

対象事業実施区域は昭和53年に千葉県が海面埋立した土地であり、ふっ素と砒素の超過は埋立に由来するものと考えている。

ふっ素と砒素の超過については、土壌汚染対策法に基づく区域指定の申請を行い、令和3年11月に形質変更時要届出区域のうち、埋立地特例区域として指定を受けている。

今後、土壌汚染対策法に基づき、必要な手続き・措置など、ガイドラインに沿った対応を行っていく。

(委員)

廃棄物処理施設の稼働による低周波音について、第1期施設における調査結果が参考値を上回ったとのことであるが、その状況を教えていただきたい。

(事業者)

稼働中の第1期施設における調査では、施設から離れるほど低周波音の値が大きくなっていく状況があった。また、第1期施設建設時の環境影響評価書においても施設稼働前の値が高かったことを確認しており、他施設の影響を受けているものと考えている。

(委員)

第1期施設における低周波音の調査について、参考地を超過している箇所は1箇所のみであるか。

(事業者)

施設の西側1箇所のみである。

(委員)

準備書P.7-112の大気短気高濃度予測結果を見ると、バックグラウンド濃度については、季節によらず、最寄りの測定局の令和2年度の1時間値の最高値としているが、これは安全を見て予測しているということか。

(事業者)

バックグラウンド濃度については、安全を見て、気象条件によらず最大値を採用している。

(委員)

準備書P.7-112表7.2.1-88にある廃棄物処理施設の稼働による大気質の予測結果について、塩化水素は寄与率も高く、目標環境濃度に近い値となっているが、環境保全措置を講じることで目標環境濃度を担保できるということか。

塩化水素が最大となる条件はフュミゲーション発生時であって、特殊な条件下ではあるが、目標環境濃度 0.02ppm に対し、予測結果が 0.0178ppm であることに十分留意する必要がある。

(事業者)

予測においては自主基準値を煙源条件として用いているが、実際の稼働にあたっては、自主基準値を十分下回るよう余裕をもった運転管理を行う。自主基準値の超過が懸念される場合には、運転を停止する計画である。

(委員)

自主基準値に余裕をもった運転管理ということで、今後具体的な管理計画等が策定されるのか。また、その計画については、評価書に反映されるか。

(事業者)

評価書に反映できるか未定であるが、管理計画については今後策定する予定である。

(委員)

排出ガスに係る水銀の自主基準値について、第 1 期施設の  $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  以下から新施設では  $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  以下へと強化されているが、理由は何か。

(事業者)

第 1 期施設は平成 10 年度に設置されたものであり、当時は大気汚染防止法による排出基準がなく、自主基準値として  $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  以下を設定していた。

その後、大気汚染防止法の改正で平成 30 年 4 月より廃棄物焼却施設における水銀の排出基準値として  $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  以下が適用されたことによる。

議題(2)(仮称)いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(審議)

○事務局より資料2-1、2-2について説明。

○事業者(合同会社いすみ沖洋上風力)からの資料2-3について説明

(委員)

岩盤、地形及び地質に係る情報をどの程度把握しているか。

(事業者)

サンプルボーリングや海上音波探査等を実施しており、岩盤、海底地形、及び地質について概ね把握している状況である。

(委員)

ある程度、岩盤の存在や砂層の堆積具合などの把握を始めているということか。

(事業者)

そのとおりだが、今後さらに把握の度合いを高めていく必要はある。

(委員)

配慮書段階の環境影響評価項目について、現在は対象が少ないが、方法書段階では、項目は増えるという認識でよいか。

(事業者)

お見込みの通り。

方法書では、施設の存在・稼働に加えて、工事の実施に係る環境影響も考慮し、環境影響評価項目を選定することになるので、より多くの項目が選定されていくこととなる。

(委員)

重要な地形及び地質の項目について、例えば銚子市沖においては直径8メートルのモノ

パイルで杭打ちが行われるにも関わらず、各事業者が日本の地形レッドデータに含まれるかにおいて判定し、非選定としている。やむを得ないものと思うが、海域なので存在しない、ということをもって生物の絶滅危惧種とかレッドデータ等と同列に考えるのが適当か疑問に思う。

(委員)

日本の地形レッドデータブック自体は、優秀な地形研究者によりほぼすべて陸域の地形について記載したものであり、海底地形については調査がなされていないので、記載されていないのだと思う。地理学の見地では、器械根はどう考えても重要な地形・地質となる。

例えば宮崎の鬼の洗濯板という有名な観光地に匹敵する、若しくはそれ以上の非常に重要な地形だという認識である。レッドデータブックの中にも動物や植物の生育地として重要な地形という項目があり、器械根はそれに当てはまる。

(事業者)

当該エリアについては、生物における重要な基盤があるということを十分認識しており、生物への影響についてはしっかり評価していきたいと考えている。

(委員)

資料 2-3 の 6 ページの非選定項目の説明として、重要な地形地質等については直接的な改変がないため、非選定としているが、「直接的な改変がない」をどのように解釈されているか説明されたい。

(事業者)

直接的な改変とは、例えば工事の実施、占有物を建設により、重要な地形地質や人と自然との触れ合いの活動の場の場所が消失、減少することを基準とし、直接的な改変はないという表現をしている。

(委員)

海底ボーリングを実施しないということか。

(事業者)

本件でアセスの対象としているのは海底ボーリングではなく、発電設備であり、その存在により改変、消失が生じることを基準としている。

(委員)

回答の趣旨が理解できない。

(事業者)

配慮書段階においては工事を対象とせず、施設の存在により重要な地形地質や陸域植物、人と自然との触れ合いの活動の場というものが、消失、減少することがないので現時点では非選定としている。

工事に関して改変が生じることについては方法書以降で改めて工事の項目ということで、選定・非選定を振り分けるので、配慮書段階では、あくまで発電所の存在を基準として項目を選定している。

(委員)

今までの事業者と回答が異なるので、返事に窮するところであるが、一応ここまでとする。

(委員)

今の件は、まだ建設が始まっていないので、改変がないということだと思うが、機械根の根というのは周囲より高台で盛り上がったところで、比較的水深が浅くなっており、着床式の建設場所に使われる可能性が非常に高いと考えられる。その場合、確実に重要な地形地質が改変され、水草、豊富な生態系を維持して水草の生育する場の改変に当たることとなるが、この認識でよいか。

(事業者)

お見込みのとおり。あくまで配慮書段階でまだ文献調査から項目の選定・非選定を行っているので、今後、方法書以降では、より現地の情報などを収集の上、改めて項目につい

て検討したいと考えている。

(委員)

了解した。

(委員)

地形が大規模に変わること、海中の海流の流れが変化するとともに、風況も変化し、風速が弱くなったり、乱れが強くなったりすると思われる。そのような文献も出されているが、今後このような影響を選定項目にする可能性はあるのか見解を聞きたい。少なくとも文献調査はすべきと思う。

(事業者)

海流については、まず風車の建設により、海流よりも波、波浪が変化する影響が懸念される。それによる九十九里浜近傍で問題となっている海岸侵食、漂砂への影響を今後評価することを検討していく。また、九十九里浜、河口干潟があり、生物にとっての重要なエリアでもあるので、それらに対しての漂砂の影響も懸念されることから、方法書以降で、順次重要な地形という形で項目を選定し、評価していくことを考えている。

(委員)

資料 2-3 の 8 ページの騒音について、途中寄与騒音レベルという表現があるが、どのような意図で用いているのか。

(事業者)

寄与騒音レベルとは、純粋に風車から出てくる音、風車があることによって追加される音がどの程度となるかを表したものであり、本来であればこれにバックグラウンドとなる環境騒音のレベルを足し合わせた値がその地点の騒音レベルとなるが、現時点ではバックグラウンドの値がない。

(委員)

環境基準で考えた場合、騒音レベル何デシベル以下という基準に一般騒音は含まれていない、とは説明されていない。また、騒音レベル、等価騒音レベル等紛らわしい表現があり、整理して検討していただきたい。

(事業者)

承知した。バックグラウンドの騒音レベルはないので、あくまで簡易的に風車からのパワーレベル、風車の高さ、対象の距離のみを持って簡計算したものだが、方法書以降では現地の騒音レベルを測定し、環境省の指針を踏まえ予測、評価を進めていくことと考えている。

(委員)

もう一点、全体の騒音レベルや、G特性に加えて、周波数ごとの3分の1オクターブバンドのデータについても収集していただきたい。評価できるかわからないが、後々において有益なものと思う。

(委員)

資料 2-3 のスライドの4ページにおいて、風車の海上の大きさについては詳細に記載、されているが、基礎構造の大きさがわからない。器械根や地質の改変についての配慮が必要との多くの指摘があったが、それぞれの基礎構造によりどの程度改変される可能性があるか配慮書段階では試算は行われぬのか。

(事業者)

説明資料 2-3 の 13 ページを参照いただきたい。地盤調査をまだ終わっていないため、基礎を設計し、規模を決定していくのは今後のこととなるが、基礎の大きさを暫定的に決定し、比較している。その結果、6種類のうち重力式、サクシオンバケット式が比較的大きいエリアを占有するという結果が出ている。基礎の大きさについては、事業計画や海底地盤調査を踏まえて詳細な値が出され、方法書以降で改めて試算することとなると考えている。

(委員)

関連して、他の3事業者が2、3種類ぐらいの基礎構造を提示しているのに対して、今回は6種類あり、選択肢を絞り込んでいないということになるかと思うが、どのような背景でこの6種類を検討しているのか。

(事業者)

地盤や地形の調査を踏まえて今後、計画の熟度を高め6種類のうちから、影響評価等を行っていきと考えており、現時点では6種類すべて可能性があるので取り上げている。

(委員)

承知した。

(委員)

先ほど海流と風況への影響について評価が行われるかを質問し、海流については回答されたが、気象への影響、風況への影響についても回答いただきたい。

(事業者)

失礼した。風況への影響についても、今後方法書以降において同様に予測、評価等を行って参りたいと考えている。

(委員)

承知した。

(委員)

2点人触れと景観の観点で教示願う。

1点目として、人と自然との触れ合いの活動の場は今回非選定としているが、この付近ではサーフィンがかなり盛んであり、波の影響が人触れにも関わってくる可能性があると思われるので、方法書以降に人触れの観点でも波の影響についてシミュレーションなどの実施を検討いただけるか。

2 点目は景観について、景観資源、風車が介在する可能性として、水平線とか日の出を入れており、今後フォトモンタージュを作成し検討することのだが、当該地域の方々は銚子ほど風車に馴染みがないので、どのような規模の風車がどれだけ並ぶのかが非常に大きな影響となると考えられる。フォトモンタージュ作成時に、水平線や実際の条件だけでなく、日の出等の時間帯に応じて、細かく場面を想定するというような、丁寧な検討をするか。

(事業者)

1 点目、人触れについては、当該地域で海水浴やサーフィンが盛んであると理解しているが、アセスの項目として選ぶ基準としては、先述したように直接的な改変の行為があるか、若しくは事業の実施によりアクセス性が悪くなるという点が選定の基準となるため、項目として選定できるかは現時点では回答できない。ただ、そこに海水浴場があれば、汀線の変化などを評価することは考えられる。

2 点目、景観は非常にセンシティブな問題であるため、フォトモンタージュの時間帯、それから時期については方法書以降で改めて専門家や自治体の方に意見等を聴取しながら場所を決定し、アセス図書に掲載するかは今後検討するが、より多くのフォトモンタージュのパターンを作成して見ていただき、住民の理解を得て、合意形成を行いたいと考えている。

(委員)

波については、その汀線、海岸線に影響しない程度で波力が変化してもサーフィンに支障が生じる可能性もあるので、必ずしも地形のみならず、波力の変化についても留意されたい。

(事業者)

波、波浪の変化もシミュレーションの中で提示できればと考えている。

(委員)

関連して、フォトモンタージュについて、風車の向きが変わり、見え方が変化する可能

性があるので、詳細に検証するのであれば、向きの変化をどのように評価できるかも検討  
いただきたい。

(事業者)

向きとは、ブレードの位置と理解してよいか。

(委員)

風向きで回転するので、目立つ方向、目立たない方向などに配慮いただきたい。

(事業者)

承知した。

(委員)

積み出し港はどこを予定しているか。それから、ケーブルの陸揚げ地点はどこになるの  
かを教示されたい。

(事業者)

積み出し港とは建設時の拠点港と解釈するが、現状茨城県の鹿島港を想定しているが、  
今後、太平洋側で他の港が、整備されればその限りではない。

(委員)

もう一点は海底ケーブルと送配電施設をどこに作るか。

(事業者)

現時点では未決定であり、今後検討を進めていく。

(委員)

計画が固まるにつれ、想定区域のどの部分にケーブルが通るかが明確になるということ  
でよいか。

(事業者)

お見込みの通り。

(委員)

2点質問する。

1点目、ローターの直径等の主要諸元を出力に対して3パターン提示されているが、一般に、最大瞬間風速どれぐらいまで耐えられるよう設計されているのか。

2点目、基礎構造は、海底地盤の調査を進めこの6タイプから選定されると思われるが、この6タイプの中にもコストの多寡などがあると思われる。海底地盤の物理的な条件により設置可能なタイプが選定され、その上でコストの視点が入るものと思われるが、そのあたりの選定プロセスについて、どの程度コスト差があるのかも含めて教示願う。

(事業者)

まず2点目の基礎構造については、現時点で、コスト比の検討まで進んでいない。回答が質問とずれるが、基礎のみならず、上部の風車の機種などによっても同じモノパイル式、或いは同じジャケット式であっても重量、中身が変わり、一概にコスト比を説明できないため、今後の検討の中でコスト面、或いは安全面等で検討して参りたい。

(委員)

承知した。

(事業者)

もう1点、風速に関して、今後の検討において、日本固有の台風、或いは海域における波への影響などを踏まえながら、基礎構造と併せて設計、検討していくことと考えている。特に一つの基準として、日本の台風にも耐えうるような規格の認定を受けたものを採用し、構造、設計に反映させていく。

(委員)

メーカーが70m/secまで耐えられるなど、十分な安全率をもって一基に対しての基準値

を設定しているものと思うが、何基か配置した時に、風のシアが変化するので、配置によってはシアが1ヶ所に集中することが懸念される。台風も近年大型化しているが、配置による風のシアの変化なども、今後の方法書、準備書の段階で機種選定とともに検討されると理解してよいか。

(事業者)

御理解のとおり。

(委員)

それでは、質問、意見が出尽くしたので、事業者は退出願う。

○事務局より資料2-4、2-5について説明。

(委員)

海域生物のアに関する文言について、工事前と比較して工事中にスナメリの生息数の減少が報告されていることから、ということで環境影響評価項目とすることとしているが、データでは、工事前と比較し、工事中だけではなく、工事後もスナメリの減少が見られる。当該資料（「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料」）では工事後も減少すると書かれていないが、工事中だけと書くことで工事後に影響がないように解釈されてしまう可能性があるため、工事後に関する文言も入れていただきたい。

(事務局)

スナメリの減少については、海域生物の（5）イ・ウの水中音や餌場等となる海底地形の調査等に基づく影響で評価がなされるものと考えているが、最新の知見等の把握等に努めて参りながら、必要な評価等を行うよう事業者を指導したいと考えている。

(事務局)

補足をさせていただくと、事務局でも文献の確認をしているところだが、先生とも相談

しながら、意見への盛り込み方など、急ぎ検討を進めたいので、御協力願う。

(委員)

了解した。なお、工事前に 485 個体目視で観察され、工事中に 85 個体、供用時の観察数が 287 個体であり工事前に比べ約 4 割程度減少しているが、これをもって、当該資料では個体数の低下が見られないと評価している点に疑問をもっている。

(事務局)

承知した。現表記では、工事後、個体数が元に戻るという誤解を招きかねない表現という指摘と理解したので、意見を伺いながら検討する。

(委員)

資料 2 - 4 の御宿町からの意見書について、漁業関係者に対しての低周波音、シャドーフリッカーの配慮をアセスメントで検討する必要があるのか、また、当該海域での業務従事者に対する配慮の考え方のようなものがあれば教示願う。

(事務局)

他市町からも漁業関係者に対する低周波音等の意見をいただいているが、先行事業者に対して意見は出してはいない。漁業という広い意味では、洋上風力の促進区域の指定に向け、漁業関係者も含めた形で、国、県で区域における共生も含めた検討がなされている段階と理解しており、単純にアセスに盛り込めるものではないと考えている。ただ、今回、新たに風車の影という視点が出てきたため、次回答申案審議の中で、事務局としてこの部分についての対応を明確にした上で、改めて位置付け、対応について説明をさせていただければと思う。

(委員)

風車に近づくこととなり、影響の検討は難しいものと思うが、次回以降に説明があるということであれば承知した。

(委員)

関連して、自衛隊のレーダーに影響を及ぼすという報道があったが、漁業者のレーダーに関しても懸念されるかどうか。

(事務局)

電波障害については、直接的にアセスの項目とはされていないと理解している。

もう一点、自衛隊のレーダーについては、立地そのものの影響に係る議論であり、防衛省から、陸上、海上いずれの風力発電においても事業計画段階から協議するよう求められているので、協議結果を踏まえた事業計画が提出されると思う。

(委員)

影響の有無を判断することからスタートするものと思うが、影響があるなら、漁業者の生活・安全に係る問題でもあり、取り上げるべきと思う。

(事務局)

アセスでは難しいが、そのような視点は必要であり、前出の促進区域の指定に向けた協議会など、アセスとは別の場で議論されているかも含め確認をしていきたい。

(委員)

了解した。

(委員)

残念だが、日本では環境への影響と開発への影響とを政策的に分けて考えていると思う。よって、漁業に対する開発影響は、補償の検討に含まれるのではないかと思う。洋上風力発電の影響において、環境影響評価に対する検討項目と、開発影響に対する補償の問題とを切り分ける必要があるが、委員にまだ不慣れな点があると思うので、県で整理していただくとありがたい。例えば、環境法には反射光について公害の一種とされる「光害」があり、また、風車の影については、開発に日影の補償という概念があるので、どう取り扱うか検討いただきたい。

(事務局)

1 件目、環境影響と事業者への補償も含め開発影響を分けるとの指摘はその通りと思われる。当委員会においては、環境影響について議論していただき、開発影響等についてはまた別の場での議論を事務局として情報は収集してまいりたい。

次の件については、前回銚子沖洋上風力の方法書の審議において、反射光が景観に係るとの指摘をいただいたところである。そのため、参考の7ページ目(9)景観に係る意見について、これまでも風車の向きが変化することを踏まえていたが、反射光は季節、時間帯、天候など、光の加減、角度等によっても変化するので、並びを整理した。また、風車の特性として、先行事業者への意見にない、ブレードが動いていることで見え方が変わる点にも留意する趣旨の文言を今回加えている。本日は景観の専門委員も出席されているので、意見等を伺いながら、文言を固めていきたい。

(委員)

太陽光パネルの時のような光害の問題が、洋上風力にないようにと思っている。メーカーに聞くべきかとも思うが、海外の知見を把握しきれていないので、例えば光の反射を抑える塗料であるとか、形状であるといった対策が講じられているものか、教示いただきたい。

(事務局)

風力発電において、反射光を抑えるような対応、工夫等があるか情報を持ち合わせていないので、情報収集させていただきたい。

(委員)

漁業関係者に電波障害があるかもしれないというところで、以前銚子沖において、観光業でイルカウォッチングに影響がある可能性に触れた記憶がある。観光業と漁業とで扱いに違いが生じるのではないかと懸念している。

もう、1点、景観において、先ほど光害の話もあったが、論点整理の方で用いられている環境融和塗色という表現については、事業者自身が用いているのであれば適切に思うが、使われていないのであれば表現を変えた方が良い。色に配慮、或いは反射光を抑える上で、

質感に照り・艶がないような塗装を選ぶことがあると思われるので、もう少し広く、環境に配慮した色彩や質感を選定する、環境に調和する色彩や、質感を選定するといった表現が良いように思う。

(事務局)

環境融和塗色の表現の変更については、ご意見を踏まえ、来月提出する答申案に反映させていただきたい。

もう1点、イルカウォッチングツアーについては、銚子沖で生業に対する意見ということではなく、人と自然との触れ合いの活動の場として環境アセスメントの項目に関わると整理し、意見したものである。

(委員)

了解した。

(委員)

意見出尽くしたようなので、本日の結果を踏まえて次回の答申案審議に向けて、事務局は整理願う。以上で2番目の審議を終了する。